

# 令和7年度 嘉手納町施設等利用給付認定申請案内

(※保育料の無償化に関する申請案内)

1. 認定申込受付期間および提出先（お問合せ先） ※郵送での受付は行っていません

**配布期間**：令和7年1月6日（月）～令和7年1月31日（金） ※土日祝日を除く

**受付期間**：令和7年1月14日（火）～令和7年1月31日（金） ※土日祝日を除く

**受付時間**：午前8時30分から午後5時15分まで（正午～午後1時を除く）

**提出・お問合せ先**：嘉手納町役場 1階 子ども家庭課 保育支援係（☎098-956-1111／内線：123）

※申込期間後も随時受付を行いますが、令和7年4月2日以降においては、受付した日から無償化の対象となりますので、ご注意ください。（※遡及はできません。）

2. 施設等利用給付認定とは

急速な少子化の進行ならびに幼児期の教育および保育の重要性を鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、3歳児クラスから5歳児クラスの子どもおよび非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスの子どもを対象として保育料の無償化を実施しています。

3. 無償化利用の申請が必要な施設・サービス等について（下記表に記載ある施設に通う児童がいる世帯が対象）

利用施設・サービス等	保育の必要性	年齢等 (4月1日時点)	認定区分	上限金額表	
※新制度に移行していない 私立幼稚園	なし	満3歳以上	新1号	入園料と教育部分の利用料が月額25,700円まで無償	
幼稚園・認定こども園 等での預かり保育	あり	満3歳以上	新2号	月額11,300円まで 無償	1日あたり上限450円 (利用日数に応じて上限月額は変動)
		満3歳児 (市町村民税非課税世帯のみ)	新3号	月額16,300円まで 無償	
※認可外保育施設等	あり	3～5歳児クラス	新2号	利用料が、合計月額37,000円まで無償	
		0～2歳児クラス (市町村民税非課税世帯のみ)	新3号	利用料が、合計月額42,000円まで無償	

※新制度とは平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことです。

※認可外保育施設等とは、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業のことです。

※公立保育園、認可保育園、地域型（小規模・事業所内）保育施設に通っている児童は対象外のため申請は不要です。

※無償化申請の必要可否は別紙「施設等利用給付申請のフローチャート」を参照ください。

4. 対象児童について

嘉手納町から「保育の必要性の認定」を受けた0～5歳までの児童が対象となります。

※0～2歳については、市町村民税非課税世帯の児童のみとなります。

※上記の年齢は、無償化の認定を希望する年度の4月1日時点の年齢となります。

※幼児教育・保育の無償化の対象となるのは、施設の利用料に限ります。給食費、日用品、文房具、行事参加費等、実費として徴収される費用は原則対象となりません。

※ご利用の施設が、所在市町村から無償化の対象施設である旨の確認を受けていること

## 5. 認定申請の手続きについて

施設等利用給付認定を受けるためには、保護者が嘉手納町から保育の必要性の認定を受ける必要があります。該当する方は、子ども家庭課に申請し、認定を受けてください。受け付けた申請については、認定後通知いたします。

### ●保育の必要性の認定

嘉手納町民で、保護者が次のいずれかの条件に該当していることが必要です。

NO	事由	保護者の状況	利用期間	備考
1	就労	保護者が月 64 時間以上就労していること。	就労期間中	
2	就学・ 職業訓練	学校教育法に基づく教育施設に在学または 職業開発促進法に基づく職業訓練を受けている場合。 (自動車学校、通信制、塾、教室等は除く)	就労期間中	
3	求職活動	求職活動または起業の準備等をしている場合	最長 3 か月 (90 日間)	※90 日を超えた 求職活動はでき ません
4	妊娠・出産	保護者が妊娠中のため児童の保育が困難な場合	産前 3 か月 産後 2 か月	※産後 4 か月 まで延長可
5	疾病・障害	保護者が病気または障害により保育が困難な場合	保護者の 療養期間中	
6	同居親族の 看護・介護	児童の家庭に長期にわたる病人や、心身に障害のある方がお り、保護者が常に看護・介護にあっている場合	介護(看護)者の 療養期間中	
7	災害復旧	震災、風水害、火災、その他災害の復旧にあっており、児童 の保育ができない場合	申請内容によ り判断	
8	虐待・DV 等	虐待や DV の恐れがある場合	申請内容によ り判断	
9	育児休業	育児休業を取得している場合	育児休業 取得中	就労証明書の提 出も必要
10	その他	その他、町長が認める上記の事情に類する状態であること。		

※疾病・障害、看護・介護について、申請内容によっては「保育を必要とする事由」の判断基準を満たさない場合があります。

### ●その他申請が必要な場合

※認可保育所等に令和 6 年度あるいは令和 7 年度入所申込を済ませており、嘉手納町から支給認定書がご自宅に届いている方は、認定期間内は無償化の対象となりますが、その場合「子どものための教育・保育給付認定変更申請書兼子育てのための施設等利用給付認定申請書」の提出が必要となります。

※認定期間が終了している方や保育の必要性の事由が変更となった方等につきましては、改めて申請が必要です。

※認定決定通知書には、認定区分、給付認定の有効期間等を記載しています。有効期間が過ぎますと無償化の対象外となりますので、有効期間内に子ども家庭課で更新の手続きが必要です。

※前年度より継続で無償化の適用を希望する場合も、現況の届け出(認定申請)の手続きは必要です。

6. 提出書類 ※「◆」は指定様式です。必要な方は町 HP または子ども家庭課にて配布しております。

施設等利用給付認定を希望される場合は必ず次の該当書類を揃えて申請してください。申請書類に不備や不足がある場合は受付することができません。また認定結果に影響する場合がありますので、記入漏れや内容に誤りが無いことをご確認の上、提出してください。（提出した書類は返却できませんので、必要な場合は事前にコピーしてください。）

※きょうだい児の同時申込の場合、共通証明書はコピー可

※各証明用紙は A4 用紙でのコピーをお願いします。

NO	全員提出が必要な書類
1	子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（新1号：緑色 / 新2・3号：ピンク色）
2	同意書（署名あり）

※子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書および同意書は児童1人あたり1枚の提出となります。

●保護者の該当する項目の書類を提出（※発効後2か月以内のものが有効となります）

保護者の状況		必要な提出書類
就労	勤務	◆就労証明書 ※更新がある場合は、都度提出が必要となります。
	法人事業主	◆就労証明書 + 全部履行証明書
	自営業者 （家族従業員含む） 内職（フリーランス等含む）	◆就労証明書 + 下記①、②、③の書類を添付 ①直近の税務署受領後の税申告書の写し（※受領がわかる資料を添付ください） ②給与証明書または出退勤記録など勤務時間を証明する書類またはそれに準ずる書類 ③ア～エの書類のいずれか一つ ア 個人事業開業届出書の写し イ 保健所等公的機関が発行する「営業許可証」等 ウ 開業している事実が記載されている資格証 エ 上記の書類がない場合は、その業態に応じた自営業者としての証拠資料
就学・職業訓練	在学証明書、授業日数及び時間が確認できるカリキュラム等の資料	
求職活動	◆求職活動申告書または求職活動支援機関等利用証明書	
妊娠・出産	親子健康手帳（母子保健手帳）の写し（※手帳の表面と出産予定日記載欄の写し）	
疾病・障害	◆診断書及び身体障害者手帳や療育手帳等の写し ※療養期間を過ぎると申込は無効となります。	
病人の介護・看護 （※同居していること）	◆診断書（看護・介護証明用）※担当医による証明 ※介護保険被保険者証がある場合は添付 ◆看護（介護）申立書	
育児休業（継続入所のみ）	◆就労証明書（表面記載） ※みなしの育児休業の場合は親子健康手帳（母子保健手帳）の写し （手帳の表面と出産日記載欄の写し）	

●その他（該当する世帯のみ提出が必要な書類）

NO	世帯状況	提出書類
1	認可外保育施設のみ利用希望の方	保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書
2	ひとり親世帯 ※1～4いずれかの 書類を提出	1. 児童扶養手当受給者証
		2. 母子及び父子家庭等医療費受給者証
		3. 遺族年金受給者証
		4. 戸籍謄本（離婚日確認のため）
3	生活保護世帯	生活保護受給証明書または被保護者証明書の写し
4	軍事・軍属の方	2023W-2 (Wage and Tax Statement)

※いずれにも当てはまる場合は必要書類をそれぞれ提出してください。

※上記の証明書類は自治体によって名称が異なる場合がありますのでご注意ください。

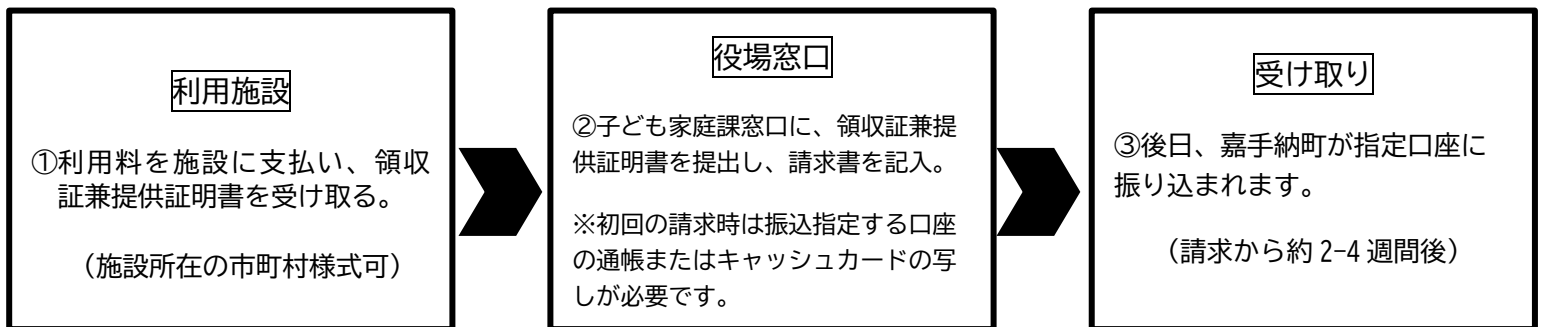
## 7. 注意事項について

※注意事項は必ずご確認ください

- 認定決定後でも、現況確認のため電話・訪問等により就労等状況の確認を行います。その際に勤務確認が出来ない場合や申請内容に虚偽がある場合は、認定取消の対象となる場合があります。
- 認定決定後でも、保護者の家庭の事情が入所時から変わった場合は、必ず子ども家庭課まで変更を届出ください。提出および連絡がなく、その内容が判明した場合は、認定取消となる場合があります。  
《主な変更の内容》
  - ① 就労内容が変更した場合
  - ② 産前産後休業に入る場合
  - ③ 育児休業を取得する場合
  - ④ 世帯構成に変化があった場合（離婚、結婚、同居家族の増減、担任赴任等）
  - ⑤ 施設等利用給付認定期間の有効期限切れが迫っている場合
  - ⑥ 保育の必要性の事由にかかる家庭の状況に変化があった場合
  - ⑦ 市町村民税非課税世帯ではなくなった場合（※0～2歳児がいる世帯のみ）
- 年度内において勤務の任用期間に更新がある場合は、現況確認のためその都度の確認書類の提出が必要となります。連絡なく指定期限を過ぎても提出がない場合は、認定取消となる場合があります。
- 求職活動中での認定可能期間は最長3か月となります。期間満了となる前に勤務（または採用予定）が決まった場合は、早めに子ども家庭課まで「就労証明書」等の書類を提出してください。
- 妊娠・出産を理由としての認定期間は、産前3か月、産後2か月までとなります。  
（状況に応じて申立により産後4か月まで延長可能。）
- 他市町村へ転出する場合は、事前に子ども家庭課までご連絡ください。
- 他市町村より転入した場合は、手続きに必要な書類と併せて、既に発行されている「施設等利用給付認定通知書」と「施設等利用給付認定取消通知書」をご持参の上、子ども家庭課で認定手続きを行ってください。
- 9～3月分以降の保育料が無償になるかは令和7年度が非課税であるかで判断します。
- 9～3月分以降の保育料が無償になるかは「2024 W-2」で確認します。9月以降も引き続き認定を希望する場合は令和7年8月頃までに「2024 W-2」の提出をお願いします。

## 8. 請求手続き（償還払い）について

施設等利用給付認定期間中は、必要書類をご準備の上、下記の手順に沿って請求手続きを行ってください。



施設によっては代理受領※を行っている施設もあります（施設へご確認ください）。

※代理受領 … 施設が保護者に代わり利用料を役場に請求することです（無償化上限額まで）。

利用料が無償化上限以内の場合、施設への利用料の支払いはありません。

※1 「請求書」、「領収証兼提供証明書」が必要な方は町HPまたは子ども家庭課にて提供しております。

※2 役場窓口への提出は施設利用月の翌月末までをお願いします。 《例：4月分は5月末まで》

（請求の有効期限は利用日の翌月1日から2年間ですが、お早めにご請求ください。）